

## 仕様書等に関する問合せについて

仕様書等に関する質問は質問書により受け付けますので、本書の定めるところにより提出して下さい。

件名	海物第7号 令和8年度 タブレット端末等購入事業
質問書の様式	『質問書』シートの様式による
質問書の提出期限	令和8年 5月 8日 17時まで
質問書の提出方法	海陽町教育政策課宛で電子メール又はファックスにより提出。 電子メール : kyoikuiinkai@kaiyo-town.jp ファックス : 0884-73-3833
回答予定日	令和8年 5月 13日までに全指名業者宛にファックスで回答予定。 ※質問内容によっては回答予定日を変更する場合があります。
その他注意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 質問事項は簡潔明瞭かつ具体的に記載して下さい。不明な点があれば、確認の連絡をさせていただく場合があります。</li><li>2. 仕様書等に関する質問以外の事項(要望、意見等)は記載しないで下さい。</li><li>3. ファックスによる提出の場合、送信状は不要です。質問書のみを送信して下さい。</li><li>4. 電子メールによる提出の場合、件名等については次のとおり入力して下さい。 件名:「海物第7号の入札仕様書等に関する質問について」 ファイル名:「海物第7号に関する質問書」</li></ol>